野尻湖西部係留施設	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	平成三年七月環境庁告示第四十四号
五最杉給水施設	新潟県中頸城郡妙高村（五最杉集団施設地区）	平成三年七月環境庁告示第四十四号
菅川排水施設	長野県上水内郡信濃町（菅川）	平成八年七月環境庁告示第四十七号
野尻湖西部排水施設	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	平成三年七月環境庁告示第三十三号
戸隠森林植物園	長野県上水内郡戸隠村（戸隠森林植物園）	平成三年七月環境庁告示第四十三号
野尻湖西部水族館	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	平成三年七月環境庁告示第四十四号
池ノ平博物展示施設	新潟県中頸城郡妙高高原町（池ノ平）	昭和六十三年三月環境庁告示第十三号
池ノ平砂防施設	新潟県中頸城郡妙高高原町（池ノ平）	平成八年七月環境庁告示第四十七号
赤倉ゴルフ場	新潟県中頸城郡妙高高原町（赤倉）	平成三年七月環境庁告示第四十四号
五最杉ゴルフ場	新潟県中頸城郡妙高村（五最杉）	平成三年七月環境庁告示第四十四号

○環境省告示第百十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年九月十六日

環境大臣　望月　義夫

一　上信越高原国立公園

中部北陸自然歩道線道路（歩道）事業（平成七年八月環境庁告示第六十一号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類	路線
中部北陸自然歩道線道路（歩道）	起点―新潟県南魚沼市（清水峠・国立公園境界）
	終点―新潟県南魚沼市（清水峠・国立公園境界）
	起点―新潟県南魚沼郡湯沢町（貝掛温泉）
	終点―新潟県南魚沼郡湯沢町（火打峠・歩道合流点）
	起点―群馬県利根郡みなかみ町（上越大橋・歩道分岐点）
	終点―群馬県利根郡みなかみ町（永井・国立公園境界）
	起点―群馬県安中市（石山・国立公園境界）
	終点―長野県北佐久郡軽井沢町（桜沢東・歩道合流点）
	起点―長野県北佐久郡軽井沢町（旧軽井沢・国立公園境界）
	終点―長野県北佐久郡軽井沢町（峰ノ茶屋・歩道合流点）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１０４号

千葉県東金市上谷3402番地１

債務者　遠藤　成人

1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田原　裕治

4　破産債権の届出期間　平成27年10月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月26日午後２時

6　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５０号

茨城県古河市女沼969番地１　金谷ハイツＡ－206号

債務者　マハムッド　シャーヒッド（ＭＡＨＭＯＯＤ　ＳＨＡＨＩＤ）

1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　髙中　学

4　破産債権の届出期間　平成27年11月２日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月８日午前10時

6　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５２号

茨城県筑西市乙136番地　ミナミハイツ１号館201

債務者　森　進

1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　江村　正之

4　破産債権の届出期間　平成27年11月２日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月８日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７３７３号

東京都中央区築地４丁目４－１－803

債務者　村岡　千洋

1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　藤堂　武久

4　破産債権の届出期間　平成27年９月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月26日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３８３号

東京都羽村市羽西２丁目５－４－203

債務者　陽田　眞弘

1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高畠　希之

4　破産債権の届出期間　平成27年９月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月26日午前10時

6　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３８４号

東京都港区白金１丁目５－７　小宮山ハウス３Ｅ

債務者　森　正史

1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高畠　希之

4　破産債権の届出期間　平成27年９月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月26日午前10時

6　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部